

議第92号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例
京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。
第10条前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある
ので提案する。